

18歳成人問題

「成人年齢を18歳にすることに關して、法務省が広く国民の意見を求める」と聞くと、新聞を読んでいない人は驚くかもしれない。しかも、法務省が求めているのは、成人年齢を18歳にすることについての是非、つまり、賛成か反対かではない。その答えはすでに出ている。

今回、法務省が求めている意見は、成人年齢を18にするための具体的な施行方法についてだ。例えば、法律を改正してから実際に施行するまでの周知期間は3年程度でいいと思うか。施行日は1月1日がいいか、4月1日がいいか、それ以外の日がいいか。

そう、成人年齢を18歳にすることは政府の既定方針なのだ。そのうえで、具体的な手続きについて意見を募集している。

では、なぜ、今、成人年齢を18歳に変える必要があるのか。これまでの経緯をおさらいしておこう。

選挙権年齢が「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられたのは記憶に新しい。今年6月に公職選挙法の改正が施行され、7月の参院選では、改正公職選挙法に基づいて18歳と19歳の新しい有権者が投票した。

若者にも積極的に政治に参加してもらおうという狙いや、少子高齢化の進展で有権者に占める若者の比率が低下していること、国際的に見ても18歳選挙権が標準的になっていることなどが理由として挙げられた。

選挙権年齢に先立って、2014年に成立した改正国民投票法では、憲法改正の手続きに必要な国民投票の年齢も「18歳以上」になっている。

国民投票や選挙の年齢を議論していた当時から、「選挙や国民投票に参加できる年齢を18歳にする」ということは、18歳を大人として認めることだ。それなら、ほかの分野でも、18歳を大人として扱うべきだ。「投票の権利だけを与えるのではなく、成人としての義務も負ってもらう必要がある」という議論は盛んだった。

法相の諮問機関である「法制審議会」は、2009年の時点で、「民法が定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である」という答申を申し出ている。

なお、法律の条文や、この答申のような政府の公式文書では「成人」ではなく「成年」という表現を使うことが多いが、「国民の祝日に関する法律」では、1月の第2月曜日を「成人の日」と定めている。

一般的には、「成人式」「成人教育」「成人病」「成人向け」など、「成人」と表現することのほつが多い。新聞やテレビで、この問題を報道するときも、「成年年齢」と表記することが多い。

その成人年齢を国際的に見ると、18歳が主流のようだ。法制審議会の専門部

会がまとめた09年報告書によると、データがある国・地域187のうち141の地域が18歳以下を成人年齢と定めている。

日本の歴史を振り返ってみよう。現在の成人式に近いものとして、男子の「元服」が考えられるが、奈良時代から江戸時代までを通して、15歳前後で元服するのが、一般的だったようだ。一方、8世紀初めに制定された大宝律令では、20歳以上の男子が納税や兵役の義務が課せられていた。

現在の20歳成人の規定は、明治政府が大宝律令の規定や、当時は今より高かった海外の事例などを参考に、1896年の民法で定めたものだ。それ以来、日本では20歳が成人年齢として定着していた。

皇室典範では、「天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、18年とする」(22条)と定められている。

成年と未成年、大人と子供など、年齢を区別する基準はほかにもたくさんある。

現在の結婚可能年齢は男性が18歳、女性が16歳以上だ。自動車や船舶や航空機の運転、操縦免許は規格によって、16歳や18歳から取得できる。労働基準法や風俗営業法では15歳や18歳で線を引く規定がある。

人間の区分になれば、さらに様々だ。交通機関の運賃などは、中学生になると「大人」になることが多いし、遊園地やテーマパークなどの施設ごとに「大人」の年齢がことなるのはご承知の通りだ。

もちろん、政府はこうした様々な「成人」や「大人」の基準をすべて18歳にしようとしているわけではない。新聞報道を元に、政府が検討している案を整理してみよう。

政府は、まず、民法を改正しようとしているので、民法で定めている成人の規定は、原則として20歳から18歳に引き下げられることになる。

例えば、18歳になれば、親など法定代理人の同意がなくても契約の主体になれる。ローンを借りたり、自分名義の携帯電話を持つたり、クレジットカードを作ったりすることができるようになる。親権に服さなくなるから、自分の判断で民事訴訟を起したりすることも可能になる。

わかりやすく言えば、契約行為をはじめとするさまざまな分野で、親から独立した「一人前の大人」として扱われることになる。

ただし、民法の規定でも、18歳に引き下げず、20歳のまま据え置く方向で検討されているものもある。養子を取ることができる年齢(養親年齢)だ。養子を取るということは、他人の子を法律上自分の子として育てるという重い責任を伴うものであり、現行通り20歳以上のままでいいという考え方だ。

成人年齢の「引き下げ」と書いてきたが、一部には「引き上げ」の可能性もある。女性の婚姻年齢だ。現在は16歳以上だが、成人年齢の見直しに合わせて、

男性と同じ18歳に統一したほうがいいという意見があり、政府が検討をすすめている。

民法が改正されれば、他の法律にも大きな影響が及ぶ可能性がある。民法の「成年」の概念を利用して法律が200本前後あるからだ。民法を改正すれば、これらの法律を個別に改正しなくても、成年年齢が自動的に引き下げられることになる。

政府は、現在進めている意見募集の結果などを参考に、17年の通常国会に民法の改正案を提出する構えだ。

意見募集では、改正法の成立後、3年程度の周知期間を設けることを予定しているが、支障はないかとか、施行日は「1月1日」「4月1日」「それ以外」のいつがいいかなどを質問している。

この予定通りに進めば、早ければ2021年の1月か4月に、その時点で18歳と19歳の約200万人が一斉に新成人になることが予想される。成人式の開催なども対応が必要になりそうだ。

一方、民法の規定を利用せず、独自に年齢制限を定めている法律についても、民法改正に合わせて、別に議論が進められている。

最も注目を集めているのが飲酒と喫煙の解禁年齢だ。現在は、20歳未満の飲酒、喫煙は、「未成年者飲酒禁止法」と「未成年者喫煙禁止法」で禁止されている。

この解禁年齢を民法の改正とあわせて18歳に引き下げるかどうかについては、政府、与党内でも意見が割れている。

「18歳にも大人としての人格を認めることにする以上、飲酒や喫煙の判断も本人に任せるべきだ」、海外では、3代から飲酒や喫煙を認めている国が多い」という賛成論がある一方で、「青年期に喫煙を始めると肺がんなどにかかるリスクが高まる」、「飲酒を始める年齢が低いほど、アルコール依存症になる確率が高まる」といった反対論、慎重論も根強い。

競馬や競輪など公営ギャンブルの馬券、車検などの購入年齢制限を引き下げるかどうかについても議論が分かれており、それぞれの担当官庁が検討している。20歳未満を「少年」として、成人とは異なる刑事手続きを定めている「少年法」の扱いも別途検討中だ。

政府は「18歳成人」に向けて着々と準備を進めているが、国民の意見はまだ一つにまとまっていないようだ。各種の世論調査やヒアリングによると、そもそも、成年年齢の変更の議論をよく知らない人が多い。賛否も大きく割れており、反対が賛成を上回る調査結果も目立つ。

賛成派、推進派の意見はこうだ。「18歳になった若者が、自分で稼いだお金を自分の判断で使えるようになれば、大人として自覚が生まれる」、「政治の面で選

挙権を持たせて以上、経済の面でも自己責任を持たせるのは当然だ」「若者が将来の社会を支えていくという姿勢が明確になり、活力が生まれる」。

これに対して、反対派、慎重派はこう反論する。「現代の若者は大人としての自覚に欠けているという指摘もある。民法の成人年齢を引き下げれば自然にこのような問題が解消されるわけではない」「立候補や政策を選ぶ政治的な選択能力やあるからと言って、自分が契約の主体となるだけの判断能力やその責任を履行するだけの経済力があるとは限らない」「社会に活力が生まれるかもしれないが、混乱や事件が多発して、社会の活力が減退する恐れもある」。

課題をもう少し詳しく見ていこう。「18歳と19歳の若者が自分の判断だけで契約を結ぶことができる」と捕えれば、前向きな印象があるが、「親の知らないところで勝手に契約すると、今の民法なら無効にできるが、改正後は無効にできず責任が発生する」と捕えれば、危険なイメージが出てくる。

18歳や19歳の若者が、悪質な業者の勧誘に乗せられて不当な契約を結ばされたり、マルチ商法などの被害にあつたりする恐れはないか。

「ニート」「フリーター」「引きこもり」などの言葉に代表されるような経済的に自立していない若者が、親の保護を受けにくくなって、ますます困窮する恐れはないか。

高校3年生で成人に達した生徒は親権の対象にならないことになる。現在、高校の生活指導などは親などの親権者を通して行っており、混乱が生じないか。

他にも様々な課題が指摘されている。成人年齢を引き下げることの意義や効果を生かし、同時に、弊害や懸念を払拭できる道はないのか。弊害や懸念だけをなくすような対策が立てられれば可能だ。

賛成派、推進派からは、すでにいくつかの対策案が示されている。

たとえば、契約上の懸念に対しては、18歳、19歳の若者の経験不足や知識不足につけ込むような悪質な取引が行われないよう、事業者に重い説明責任を義務付けることや、万一、不当な契約が結ばれてしまった場合には、遡って契約の取り消しができるような規定を別に設けることが検討されている。

また、若者の自立を積極的に支援する対策の重要性を訴える声もある。若者が資格や技能を身に着け、経済的に自立できるようにするキャリア形成や、困ったり迷ったりしている若者が気軽に相談できる専門的な窓口の充実、若者に大人としての自覚や責任感を持たせるための教育改革 などだ。

しかし、単に教育改革といっても、大人になるための心構えだけでなく、法律上の主体となることに関する分野、消費者として必要な知識に関する分野、金融や経済の取引に関する分野など、教えなければならぬ範囲は広い。いつ、どこで、誰が、どうやって教えるのか。

こうした幅広い対策を着実に実現し、18歳の若者たちを安心して大人なの仲

間入りさせるためには、社会全体としての取り組みが欠かせない。

「18歳成人」に賛成か反対かを判断するときには、こうした課題や対策についてもきちんと考えている必要があるだろう。

読売新聞副社長

大橋 善光氏